

# 企業年金と日本版スチュワード シップ・コード

平成29年3月17日  
スチュワードシップ検討会報告書

【概要】

# 目次

はじめに

## 第1章 企業年金と日本版ステュワードシップ・コード

第1節 日本版ステュワードシップ・コードとは

第2節 ステュワードシップ活動における企業年金の役割と意義

第3節 企業年金として行うべき具体的な対応

第4節 企業年金の多様性を踏まえたステュワードシップ活動の推進

第5節 企業年金におけるステュワードシップ活動の推進に向けて

## 第2章 実務的な負担軽減のための工夫

## 第3章 日本版ステュワードシップ・コードに賛同し、受入れ表明を行った 企業年金(企業年金連合会を含む。)の実例

## 第4章 運用機関における日本版ステュワードシップ・コード受入れ表明 の例

※この概要では、第3章・第4章は掲載しておらず、報告書を参照。

# 第1章 企業年金と日本版スチュワードシップ・コード

## 第1節 日本版スチュワードシップ・コードとは

### 1. 日本版スチュワードシップ・コード

- 「責任ある機関投資家の諸原則」《日本版スチュワードシップ・コード》は、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものとして、平成26年2月26日に策定された。
- 平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」では、年金基金等においてスチュワードシップ・コードの受入れ促進などの取組を通じて、老後所得の充実を図るとされた。

### 2. 企業年金によるスチュワードシップ・コードの受入れの状況

- 本コードの受入れ表明は「資産運用者としての機関投資家」（＝運用機関）が181社、「資産保有者としての機関投資家」が26団体により行われている。企業年金（企業年金連合会を除く。）は、その行う株式運用は委託運用であることから「資産保有者」としての機関投資家であるが、本コードの受入れ表明は7団体にとどまっている。

# 第1章 企業年金と日本版スチュワードシップ・コード

## 第2節 スチュワードシップ活動における企業年金の役割と意義

### 【企業年金の役割と意義(基本的な考え方)】

- ① 運用受託機関に対するモニタリングを通じて、投資先企業の企業価値向上や持続的成長の実現を通じ中長期的な投資リターンを拡大して高齢期の所得の確保に寄与。
- ② 積立方式の企業年金にとっても重要な社会的インフラの一つである「金融市場」の健全かつ持続的な発展に寄与。
- ③ インベストメントチェーンの中での責任を果たし、我が国経済全体の発展に寄与することで社会的な評価も高まる。

### 【委託運用・合同運用中心の中での役割と意義】

- 企業年金の運用受託機関のほとんどがスチュワードシップ・コードを受入済であるが、運用受託機関のスチュワードシップ・コードに関する方針の説明やスチュワードシップ活動の実施状況の報告には、運用受託機関ごとに差異がある。



- 企業年金が、運用受託機関のスチュワードシップ活動を適切にモニタリングする意義がある。

運用受託機関  
のスチュワー  
ドシップ活動  
の活発化



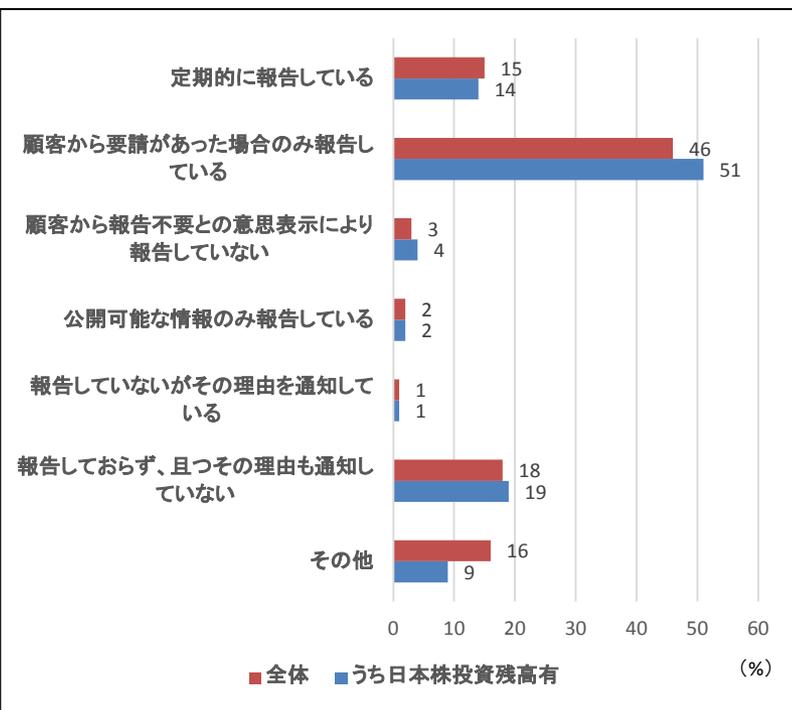
### 【企業年金のガバナンス向上の観点からの意義】

- 運用受託機関の取組みを企業年金がスチュワードシップ・コードの受入れ表明により明らかにし、加入者等、運用受託機関、企業年金の間の好循環を確立する。



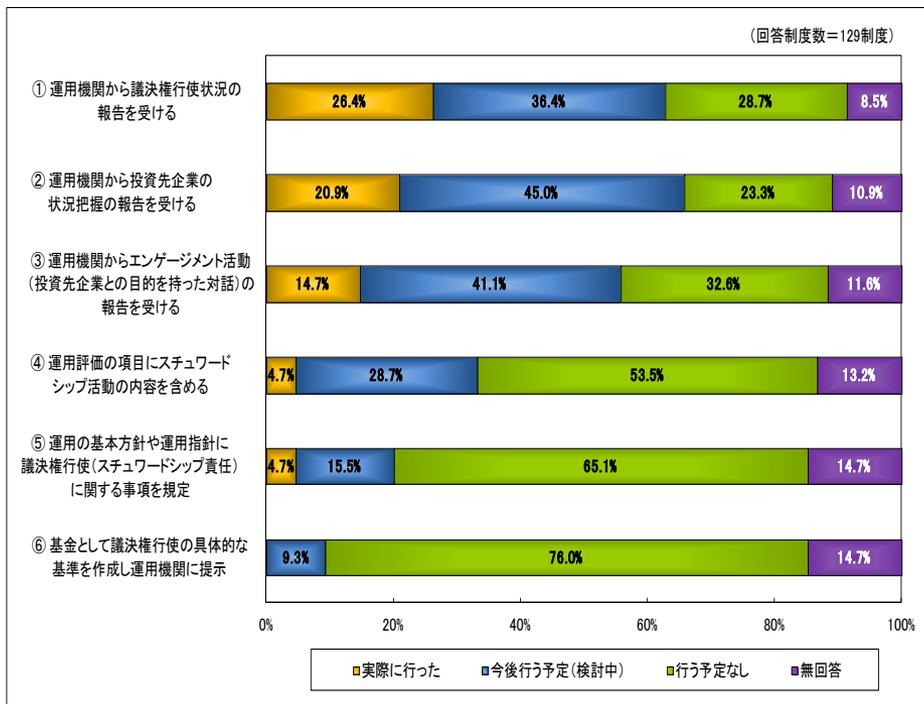
- 企業年金のガバナンス向上に寄与

## 運用機関(投資一任業者)における顧客に対する スチュワードシップ活動の報告状況



(出典)日本投資顧問業協会「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート(第2回)の結果について(平成27年10月実施分)」から図を作成

## 具体的な取り組み(「関心がある」と回答した129基金)



(出典)企業年金連合会「資産運用実態調査(2015年度決算)」

### 【公的年金の実施機関等が受入れ表明をしている中での役割と意義】

公的年金の実施機関は数が限られておりその委託する運用機関も限られている。このような中、より多くの企業年金がその委託運用機関のスチュワードシップ活動をモニタリングする意義がある。

### 【受託者責任とスチュワードシップ責任との関係】

スチュワードシップ活動を行うことは、加入者等の高齢期の所得を確保していくという観点において、受託者責任を更によく果たしていくことに寄与。

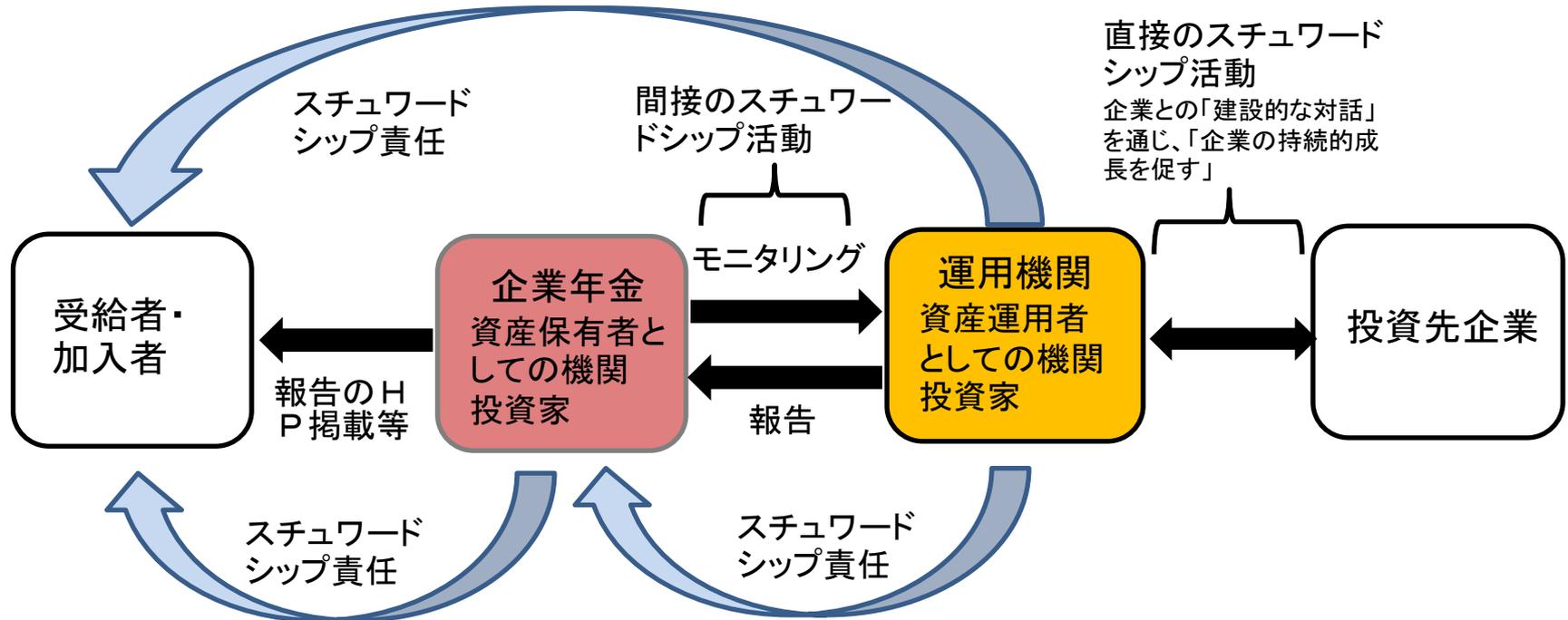
# 第1章 企業年金と日本版スチュワードシップ・コード

## 第3節 企業年金として行うべき具体的行動

### 1. 委託運用の場合の具体的行動

企業年金の運用は委託運用が中心。委託運用の場合の基本的な対応を示すと、

- ① 運用機関に対して、日本版スチュワードシップ・コードの各原則についてスチュワードシップ活動を行うよう求めること
  - ② 運用機関に対し適切なモニタリングを行い、その結果などを踏まえ、運用機関や運用ファンドの入替えを実施すること
- となる。



- 委託運用において運用機関の行動を通じて行われるスチュワードシップ活動としては、以下に示す対応例が考えられる。ただし、これらはあくまでも対応「例」であり、全て実施しなければならないものではない。
- また、スチュワードシップ活動に向けられる自らのリソースに応じて、以下の対応例にとどまらず、さらなる取組みを進めていくことも考えられる。

<委託運用の例>

| 原則  | 考えられる対応例   |
|---|--|
| <p>(原則1)機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した運用機関が、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、当該コードの諸原則に則り、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求める。</li> <li>・委託した運用機関がスチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し公表することを求める。</li> <li>・委託した運用機関の日本版スチュワードシップ・コードの各原則への取り組み状況を定性評価の一要素とする。</li> <li>・委託した運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を検討し、委託した運用機関に示す。</li> <li>・運用の基本方針や運用ガイドラインにスチュワードシップ責任に関する事項を規定する。</li> <li>・上記の各取組みについて公表する。</li> </ul> |
| <p>(原則2)機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の運用を委託している運用機関に対し利益相反について明確な方針を策定し公表することを求める。</li> </ul>   |

| 原則  | 考えられる対応例  |
|---|---|
| <p>(原則3) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した運用機関が、投資先企業の持続的成長に向けて当該企業の状況を的確に把握することを求める。</li> <li>・委託した運用機関の投資先企業の内容の把握の状況について報告を求める。</li> </ul>   |
| <p>(原則4) 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した運用機関が、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求める。</li> </ul>  |
| <p>(原則5) 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した運用機関が、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を示すとともに、議決権行使の結果を公表するよう求める（さらに、企業年金自らも公表を行う）。</li> <li>・委託した運用機関に対して議決権行使に関して求める事項や原則を検討し、委託した運用機関に示す。</li> <li>・運用の基本方針や運用ガイドラインに議決権行使に関する事項を規定する。</li> </ul>   |
| <p>(原則6) 機関投資家は、議決権行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしたかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した運用機関に対し、定期的に（例えば年1回、四半期報告時など）、「目的を持った対話（エンゲージメント）」の状況、議決権行使の状況等について報告を求める(モニタリングを行う)。</li> <li>・委託した運用機関のスチュワードシップ活動の状況（議決権行使の結果を含む。）について、代議員会等への報告、加入者等に周知する業務概況への記載、ホームページ掲載を行う。</li> </ul> |
| <p>(原則7) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した運用機関に、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動を実行するための実力と体制を備えるよう求める。</li> <li>・研修の受講等を通じ、委託先を管理・評価する実力の向上に努めるとともに、継続的にスチュワードシップ活動に関する情報収集に努める。</li> </ul>   |

# 第1章 企業年金と日本版スチュワードシップ・コード

## 第3節 企業年金として行うべき具体的行動

### 2. 委託運用の場合に必要な基本的業務

スチュワードシップ・コードの受入れは、企業年金の自主的な判断により行われるものであるが、委託運用の場合に必要な基本的な業務について記述すると、以下のとおり。

- ① スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、ホームページ上掲載する。  
(その企業年金にホームページがない場合は、金融庁のホームページに掲載することも可能)
- ② 日本の上場株式運用を委託する運用機関に対し、スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした旨を伝えるとともに、当該運用機関に対しコードの各原則について求める内容の履行を要請する。
- ③ ②で要請した事項の履行状況をはじめとするスチュワードシップ活動の状況について、当該運用機関から、例えば運用報告時や年1回、報告を求めるとともに、加入者・受給者等に対して当該状況をホームページ等で報告する。

### 3. 各企業年金が置かれた状況を踏まえた対応

その規模、人的体制やその運用方針など各企業年金が置かれた状況に鑑み実施しない原則がある場合には、「実施しない理由」を十分に説明することにより、対応することが可能。

# 第1章 企業年金と日本版スチュワードシップ・コード

## 第3節 企業年金として行うべき具体的行動

### 4. 委託運用の場合の留意点

#### 【利益相反など】

- 加入者等に対する忠実義務の履行という原則に則り対処すべき。
- 運用機関に対し利益相反について明確な方針を策定し公表することを求めていくのが基本。

#### 【議決権行使】

- 運用機関に対し、議決権の行使方針を明確に示しその行使結果を適切に公表するよう、求めていくのが基本。

#### 【責任投資原則(PRI)など他の投資原則との関係】

- 日本版スチュワードシップ・コードにおいては、投資先企業の持続的成長に向けて、どのような事項に着目し、どのような活動を行うかは、機関投資家の判断に委ねられている。
- 企業年金がスチュワードシップ活動を行うに当たって、責任投資原則(PRI)など他の投資原則をどのように取り込んでいくかについても、各企業年金が自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うもの。

1. 企業年金の多様性とスチュワードシップ活動

我が国の企業年金は、小規模な企業年金も多数存在し、かつ、規模の面で多様であるほか、運営形態も基金型と規約型とがあり、また、基金型においても、一の事業主で設立する単独型や同種同業等の事業主が共同して設立する総合型があるなど、その態様や置かれている状況は一様でない。

確定給付企業年金の資産規模別制度数(平成26年度決算・速報)

| 資産規模 (億円) |          | 制度数 (構成割合) |          |       |          |        |          |
|-----------|----------|------------|----------|-------|----------|--------|----------|
|           |          | 計          |          | 基金型   |          | 規約型    |          |
| 以上        | 未満       |            |          |       |          |        |          |
| 0         | ~ 10     | 8,494      | (71.8%)  | 12    | (2.0%)   | 8,482  | (75.6%)  |
| 10        | ~ 20     | 1,218      | (10.3%)  | 18    | (3.0%)   | 1,200  | (10.7%)  |
| 20        | ~ 30     | 526        | (4.4%)   | 31    | (5.2%)   | 495    | (4.4%)   |
| 30        | ~ 40     | 303        | (2.6%)   | 27    | (4.5%)   | 276    | (2.5%)   |
| 40        | ~ 50     | 191        | (1.6%)   | 30    | (5.0%)   | 161    | (1.4%)   |
| 50        | ~ 100    | 407        | (3.4%)   | 112   | (18.7%)  | 295    | (2.6%)   |
| 100       | ~ 200    | 261        | (2.2%)   | 109   | (18.2%)  | 152    | (1.4%)   |
| 200       | ~ 300    | 106        | (0.9%)   | 55    | (9.2%)   | 51     | (0.5%)   |
| 300       | ~ 500    | 122        | (1.0%)   | 78    | (13.0%)  | 44     | (0.4%)   |
| 500       | ~ 1,000  | 89         | (0.8%)   | 59    | (9.8%)   | 30     | (0.3%)   |
| 1,000     | ~ 2,000  | 55         | (0.5%)   | 34    | (5.7%)   | 21     | (0.2%)   |
| 2,000     | ~ 3,000  | 25         | (0.2%)   | 18    | (3.0%)   | 7      | (0.1%)   |
| 3,000     | ~ 5,000  | 11         | (0.1%)   | 5     | (0.8%)   | 6      | (0.1%)   |
| 5,000     | ~ 10,000 | 9          | (0.1%)   | 8     | (1.3%)   | 1      | (0.0%)   |
| 10,000    | ~        | 5          | (0.0%)   | 4     | (0.7%)   | 1      | (0.0%)   |
| 計         |          | 11,822     | (100.0%) | 600   | (100.0%) | 11,222 | (100.0%) |
| 平均        |          | 49億円       |          | 550億円 |          | 22億円   |          |
| 中位数       |          | 4億円        |          | 156億円 |          | 3億円    |          |

- 資産運用担当役職員の人数について、2名以下の企業年金が約8割を占めている。
- 資産規模の大きい企業年金ほど、資産運用担当役職員の人数が多い傾向にある。

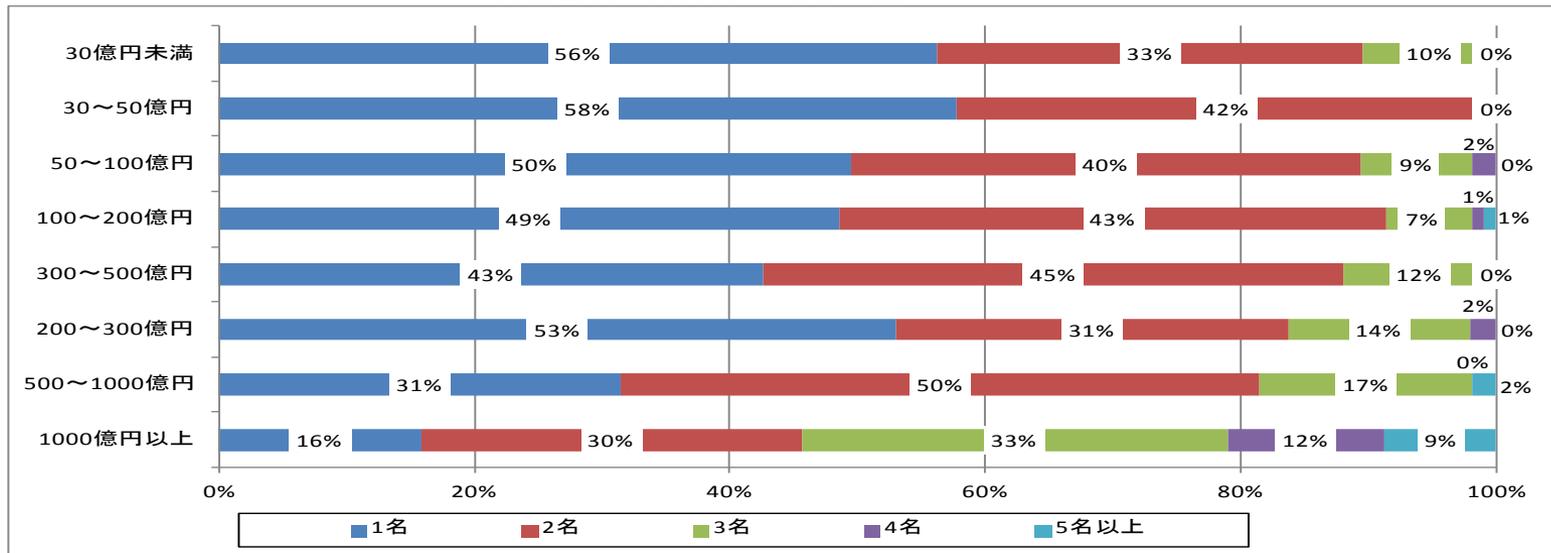
資産運用担当役職員の人数(全体)

| 内 容                   | 確定給付企業年金 |       | DB合計 | 割合    |       |
|-----------------------|----------|-------|------|-------|-------|
|                       | DB基金型    | DB規約型 |      |       |       |
| 1名                    | 243      | 33    | 276  | 41.9% |       |
| 2名                    | 216      | 48    | 264  | 40.1% |       |
| 3名                    | 67       | 20    | 87   | 13.2% |       |
| 4名                    | 11       | 7     | 18   | 2.7%  |       |
| 5名以上                  | 7        | 6     | 13   | 2.0%  |       |
| * アンケート提出のあった857基金が対象 | 回 答      | 544   | 114  | 658   | 76.8% |
|                       | 無回答      | 38    | 161  | 199   | 23.2% |

} 8割

(出典)企業年金連合会「資産運用実態調査(2015年度決算)」

資産運用担当役職員の人数(DB基金)

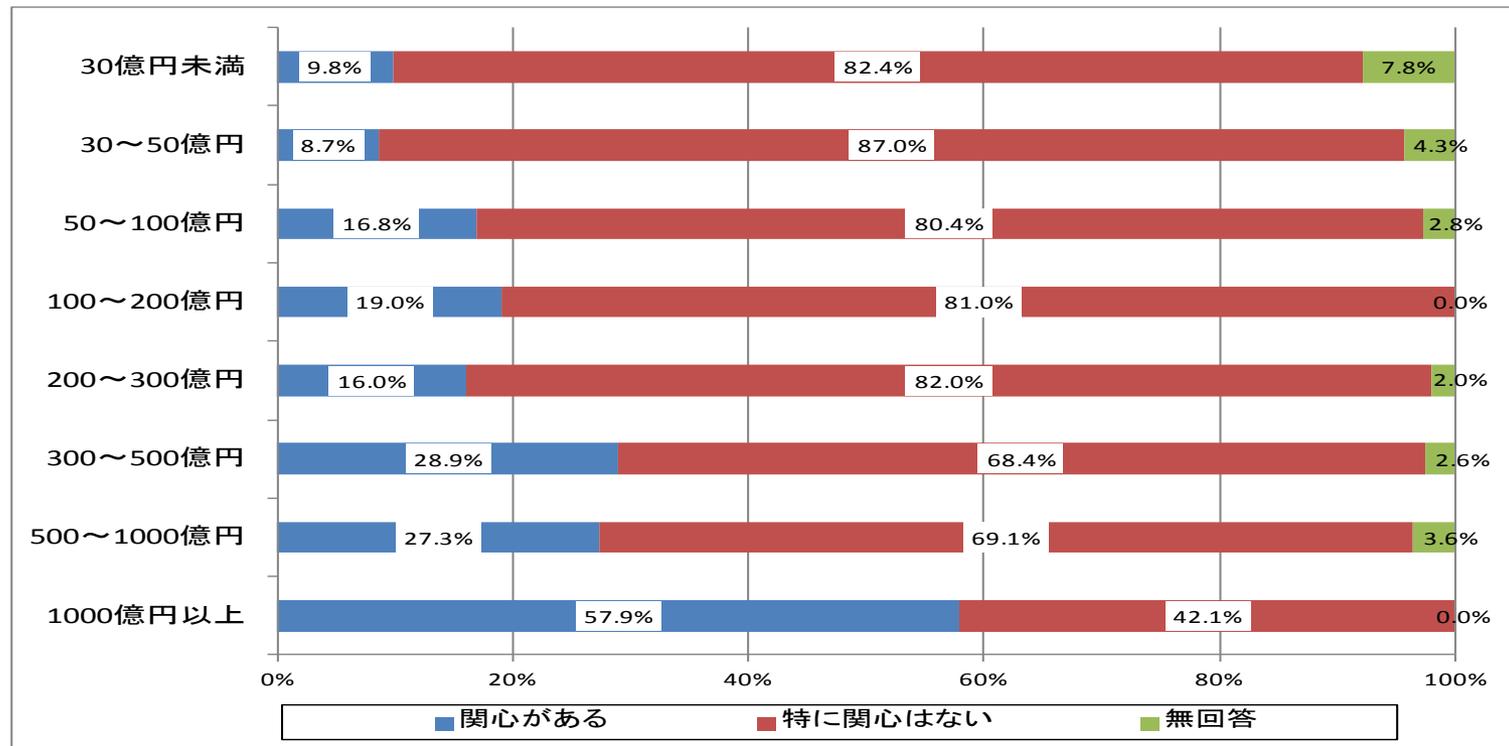


(出典)企業年金連合会「資産運用実態調査(2015年度決算)」を再集計

## (2) 企業年金の関心とスチュワードシップ活動

- スチュワードシップ活動への関心度合いは、資産規模の大きいDB基金ほど関心があると回答。一方、比較的資産規模の小さい基金も関心があると回答するものが見受けられる。
- 「関心がある」と回答したDB基金のうち、既にスチュワードシップ活動を「実際に行った」とする基金は43基金、「今後行う予定(検討中)」とする基金が68基金。
- 資産規模が大きいほど、報告を受けるタイプの活動は活発に行われているが、企業年金側から行動するタイプの活動は、資産規模によって顕著な差は見られない。

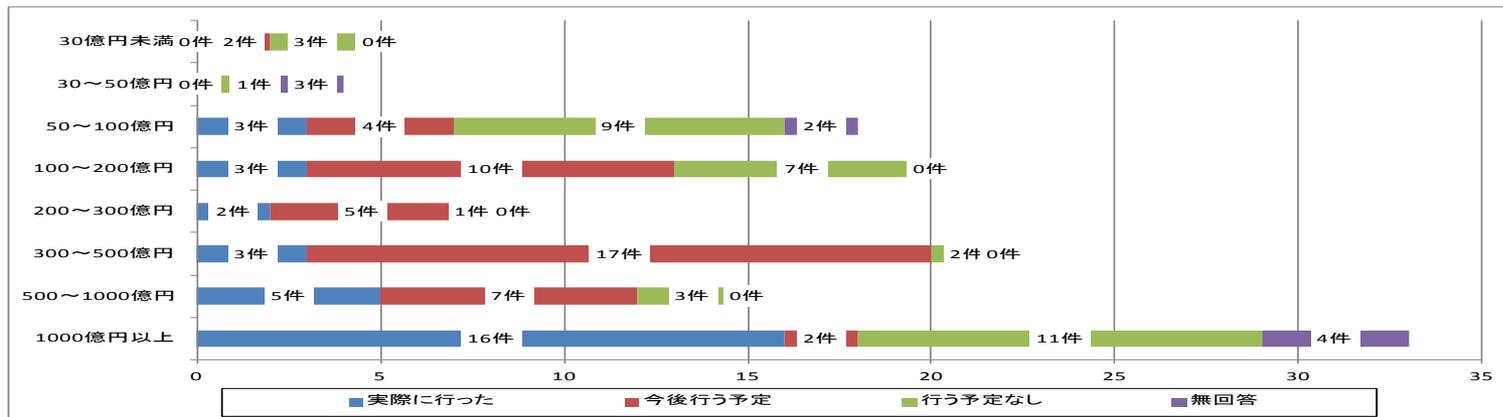
基金型DBにおけるスチュワードシップ活動への関心度  
合い(資産規模別)(アンケート提出のあった582基金)



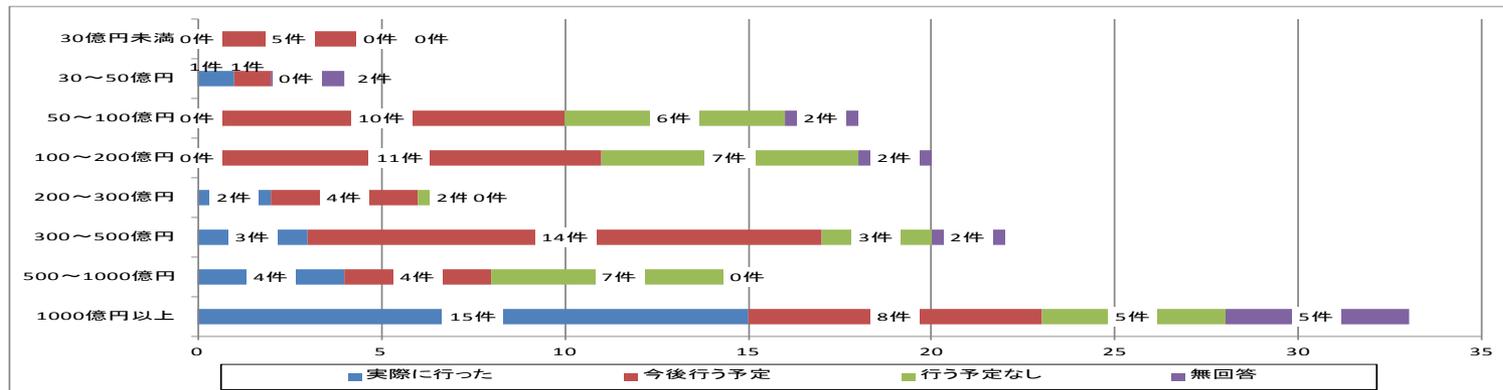
(出典) 企業年金連合会「資産運用実態調査(2015年度決算)」を再集計

スチュワード  
シップ活動：  
報告を受ける  
タイプの活動

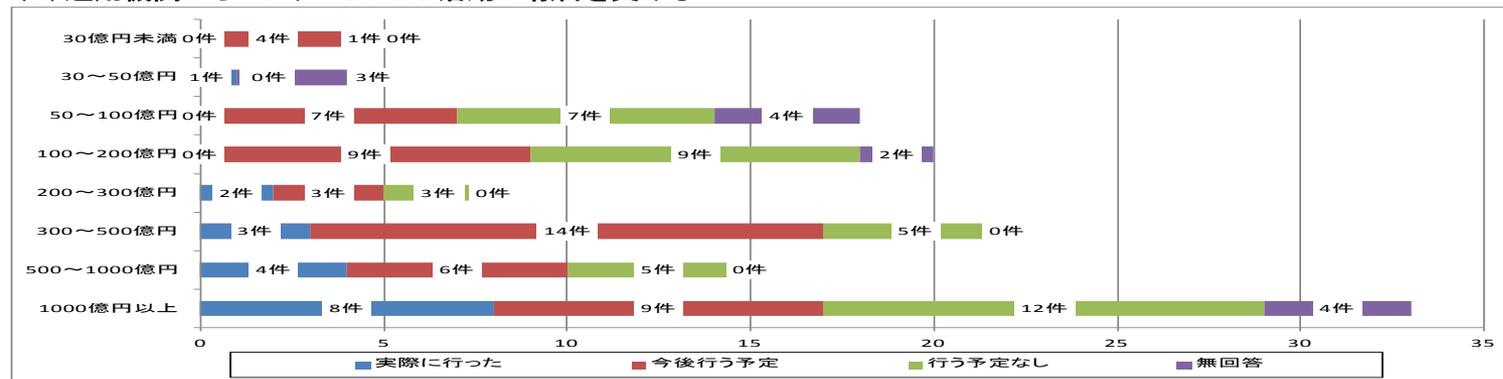
(1)運用機関から議決権行使状況の報告を受ける



(4)運用機関から投資先企業の状況把握の報告を受ける



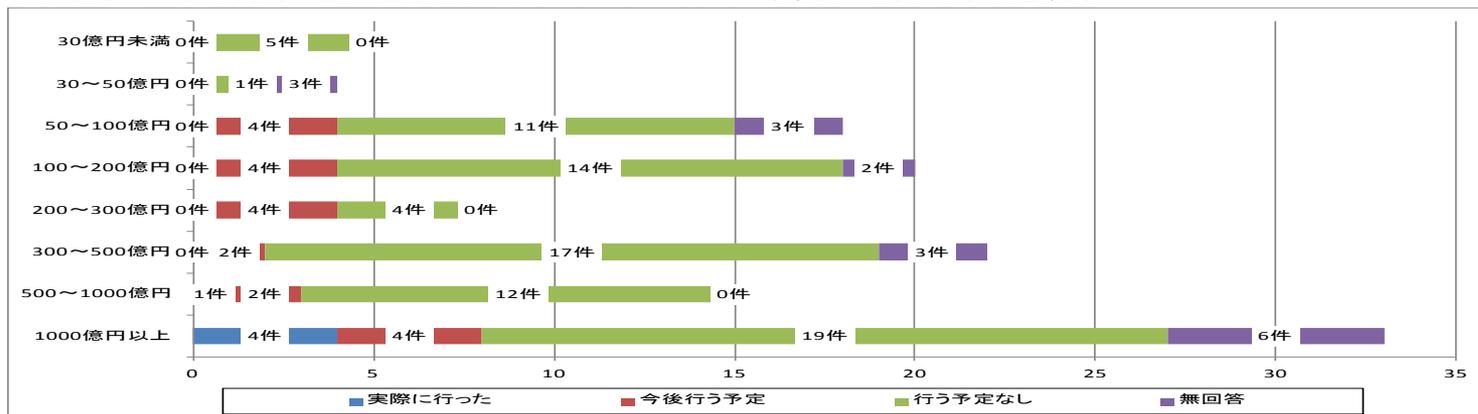
(5)運用機関からエンゲージメント活動の報告を受ける



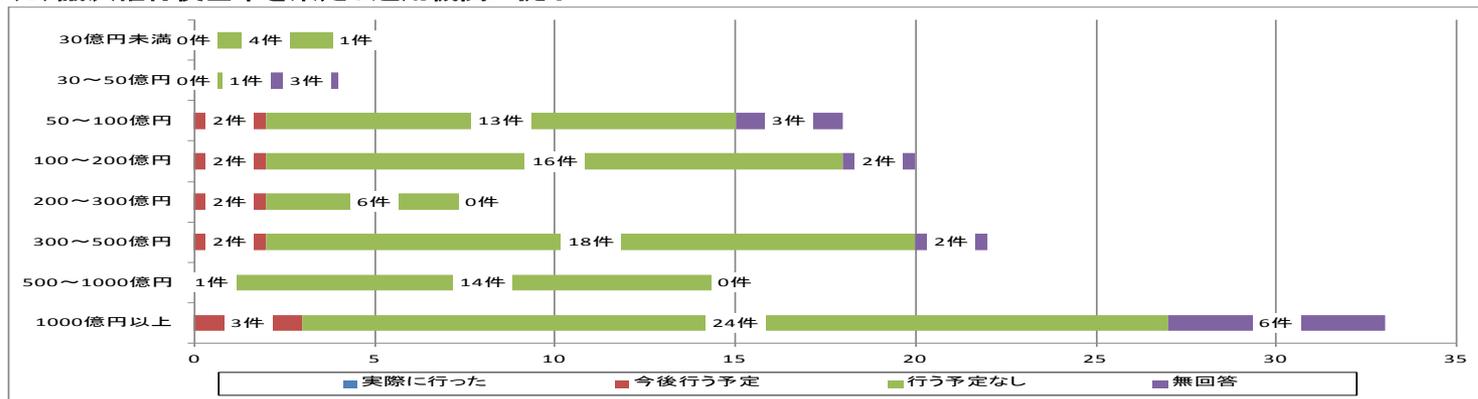
(出典)企業年金連合  
会「資産運用実態調  
査(2015年度決算)」  
を再集計

スチュワード  
シップ活動：  
企業年金側  
から行動する  
タイプの活動

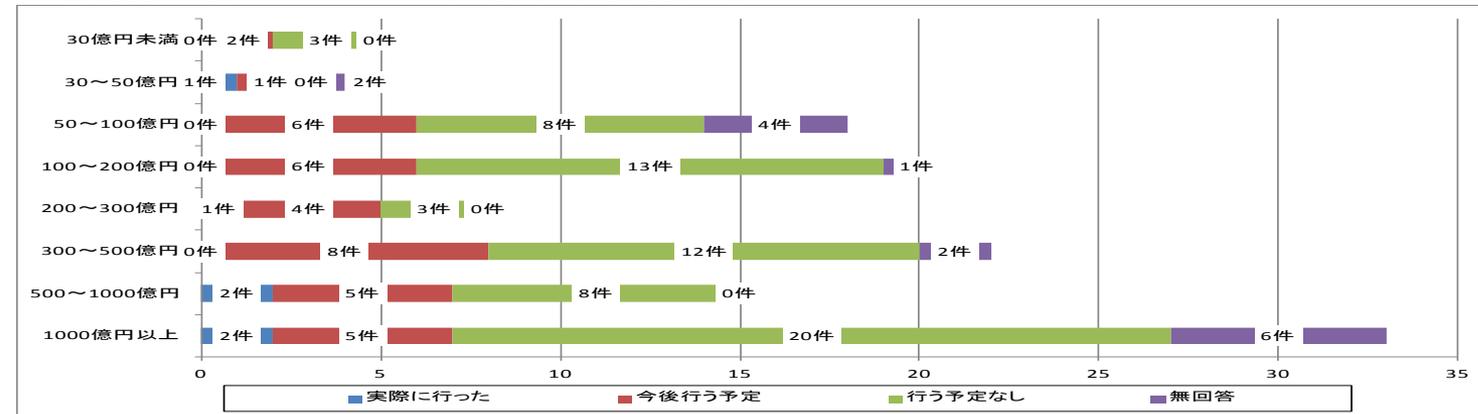
(2) 運用の基本方針等に議決権行使基準(スチュワードシップ責任)に関する事項を規定



(3) 議決権行使基準を策定し運用機関に提示



(6) 運用評価項目にスチュワードシップ活動の内容を含める



(出典)企業年金連合  
会「資産運用実態調  
査(2015年度決算)」  
を再集計

### 2. 企業年金がスチュワードシップ・コードの受入れ等を検討するに当たっての視点

- 昨年12月14日にいったんとりまとめた論点整理への意見募集や同月20日に開催した企業年金向けセミナーのアンケート結果としては、全体としては、委託運用であることを理由とした受入れに慎重な意見が少なくない一方、コードの意義等を積極的にとらえコードの受入れを検討する回答も少なくない(アンケートに回答した85企業年金中、13企業年金)等の認識がみられる。
- 企業年金に対し、スチュワードシップ・コードの受入れ表明の現状と今後の予定並びにその理由について聞いたところ、「検討したが、受入れ表明しなかった」又は「当面受入れ表明する予定はない」と回答した理由として、「受入れ表明により追加的な作業負担が発生し、基金事務局体制では対応できないと考えるから」が29件(43.9%)と最も多かった。
- さらに、論点整理の意見募集では、
  - ・ 企業年金運営におけるコスト増が懸念されること
  - ・ 運用機関においては、現在、運用委託者から求められる報告内容の増加や様式の多様化に伴い、作業負担が増大していること
  - ・ そのような中、全ての企業年金が運用機関に対し個別に報告等を求めると、ややもすると形式だけの報告等になり、企業年金と運用機関の双方においてコストだけが増大して、スチュワードシップ活動の本来の目的が損なわれる恐れがあること等の意見があった。

- スチュワードシップ活動の実施やコードの受入れについては、企業年金の自主的な判断によるものではあるが、このような企業年金アンケートや意見募集の結果を踏まえると、当面、コードの趣旨に賛同し、条件の整っている企業年金から取組を進めていくことが期待される。
- 具体的には、実効あるスチュワードシップ活動を行う観点から、組織・人員や費用負担の体制が整っていることのほか、以下のような点を踏まえて、企業年金の自主的な判断により決定されることとなる。

### 設立形態

- ・ 基金型の企業年金は、母体企業とは別の法人格を持った基金を設立し、当該基金で年金資金を管理・運用し、年金給付を行うものであり、独自の事務局を持っていることから、運用機関に対するモニタリングを積極的に行うことが可能。
- ・ 規約型の企業年金は、企業自らが、労使が合意した年金規約に基づき、信託会社・生命保険会社などと契約を結び、当該企業の外で年金資金を管理・運用している一方、企業そのものは本来の事業目的があること等に留意する必要がある。

### 制度形態

- ・ 基金型の企業年金には確定給付企業年金と厚生年金基金があるが、厚生年金基金については、いわゆる健全化法により代行返上や解散が促されていること等の状況があることに留意する必要がある。

(注)ここで示す設立形態等の点のほか、日本版スチュワードシップ・コードでは、「基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている」(コード前文8)ことから、日本の上場株式に対する投資額が少ない企業年金については、費用対効果も踏まえ、コードに沿った対応を行うかどうかを決定することとなる。

## 単独運用／合同運用

- ・ 単独運用は、運用機関が企業年金から委託された資金を他の資金と分離独立して個別に株や債券に直接投資して運用する方法であるので、スチュワードシップ・コードへの考え方のヒアリングをはじめとする、運用機関に対するモニタリングを積極的に行うことが可能。
- ・ 合同運用は、複数の契約の資金を同一の勘定でまとめて運用する手法であり、それぞれの企業年金が単独で方針を示すという性質のものではないが、モニタリングの充実により運用機関の行動が一層緊張感を持ったものとなることから、費用対効果も踏まえ、モニタリングを行うかどうかを決定することとなる。

## アクティブ運用／パッシブ運用

- ・ スチュワードシップ活動は、一般的には、アクティブ運用の運用目的との親和性は高いが、アクティブ運用においても、スチュワードシップ責任の果たし方は、投資手法等によって異なることから、その点に留意しつつ、どのようなモニタリングが有効なのか整理した上で決定することとなる。
- ・ パッシブ運用のメリットは低い運用コストにあるので、当該メリットに留意しつつ、より実効的なモニタリングを行うかどうかを決定することとなる。

## 3. 企業年金及び運用機関の負担を軽減するための工夫

- 「運用機関とのミーティング時のチェック項目や質問項目の例」、「加入者等に対する情報開示の方法や開示項目の例」、「実施しない理由」の説明に関する対応事例などを、本報告書に盛り込んだ。
- 関係団体において、主要な運用機関からの活動報告を企業年金基金合同の説明会で行う等の取組みがなされることが期待される。

# 第1章 企業年金と日本版スチュワードシップ・コード

## 第5節 企業年金におけるスチュワードシップ活動の推進に向けて

- 今後、当面、条件の整っている企業年金のうちコードの趣旨に賛同できるものについて、スチュワードシップ活動の実施やコードの受入れを推進していくことが期待される。
- 既に受入れ表明をしている企業年金連合会が、引き続き企業年金の世界における「資産保有者としての機関投資家」の代表として取組みを進め、企業年金がスチュワードシップ活動に取り組みやすい環境の形成に寄与していくことが必要。
- また、厚生労働省は金融庁とも連携のうえ、関係団体等とともに、日本版スチュワードシップ・コードに関する周知や情報提供など、引き続き、受入れ表明やスチュワードシップ活動の推進のための環境整備に努めていくべき。

## 第2章 実務的な負担軽減のための工夫

企業年金、運用機関双方の負担を軽減し、実効あるスチュワードシップ活動を実現するため、「運用機関とのミーティング時のチェック項目や質問項目の例」や「実施しない理由」の説明(エクスプレイン)などの例等を提示。

### ＜運用機関とのミーティング時のチェック項目の例＞

|                       | チェック項目               | チェックポイント                  | 対応する原則    | 評価   |   |  |
|-----------------------|----------------------|---------------------------|-----------|--|---|--|
|                       |                      |                           |           | A  | B                                       | C  |
| スチュワードシップ責任を果たすための方針等 | スチュワードシップ責任を果たすための体制 | 組織体制                      | 2,3,4,5,7 | 議決権行使やエンゲージメントを有効に機能させるための組織体制が構築されており、投資哲学との一貫性がある。 | 議決権行使やエンゲージメントを有効に機能させるための組織体制が構築されている。 | 議決権行使やエンゲージメントを有効に機能させるための組織体制が構築されていない。     |
|                       |                      | 議決権行使の意思決定プロセス            | 5         | 意思決定プロセスが確立されており、投資哲学との一貫性がある。                       | 意思決定プロセスが確立されている。                       | 意思決定プロセスが確立されていない。                           |
|                       |                      | 議決権行使助言会社の利用状況、利用目的       | 5         | 自社の意思決定を基本とし、議決権行使助言会社の推奨を参考としている。                   | 一部の対象会社について、議決権行使助言会社の推奨をそのまま行使内容としている  | 議決権行使助言会社の推奨をそのまま行使内容としている。                  |
|                       |                      | 体制やプロセスに変更がある場合、その内容と変更理由 | 2,3,4,5,7 | 変更理由が明確に説明されており、変更内容は合理的である。                         | 変更理由が明確に説明されており、変更内容はおおむね合理的である。        | 変更理由が説明されていない。または変更理由は合理的でない。                |
|                       | 利益相反を管理するための方針       | 方針の内容                     | 2         | 類型化された利益相反に対する管理方針が具体的に策定されており、定期的な内容見直しの仕組みがある。     | 利益相反を管理するための明確な方針が策定されている。              | 利益相反を管理するための方針が策定されていない。または策定されていても十分な内容でない。 |
|                       |                      | 情報開示                      | 2         | 方針は自社のホームページなどで公表されている。                              | 方針は要請のある、特定の顧客にのみ開示されている。               | 方針は公表されていない。                                 |

# (参考) スチュワードシップ検討会の設置について

平成28年9月28日  
厚生労働省  
企業年金連合会

## 1. 趣旨

- ・平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」では、年金基金等において、スチュワードシップ・コードの受入れ促進などの取組を通じて、老後所得の充実を図る、とされた。
- ・こうした企業年金への期待と役割に応え、企業年金における本コードの受入れ表明を促進していくため、今般、厚生労働省と企業年金連合会が連携しながら、本コードの受入れにあたっての対応例等を検討することとし、企業年金連合会に「スチュワードシップ検討会」を設置する。

## 2. 検討事項

- ・スチュワードシップ活動における企業年金の役割と意義
- ・運用機関とのコミュニケーションの取り方、情報開示の方法等
- ・受入れ表明における課題や留意点

## 3. メンバー

- ・企業年金関係者
- ・学識経験者
- ・機関投資家
- ・厚生労働省
- ・企業年金連合会
- ・金融庁(オブザーバー)

## 4. スケジュール

平成28年10月5日に第1回会合を開催し、平成29年3月を目途に報告書を取りまとめる予定。